

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和6年度第3回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和7年 2月19日（水）
開催時間	14時24分 開会 ～ 16時35分 閉会
開催場所	足立区生涯学習センター
出席者	（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員 （職員） 医療介護連携課：瀬崎課長、石河高齢援護第一係長、 菊地高齢援護第二係長、笠尾権利擁護推進係長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 障がい援護課：早川課長、和田基幹相談・権利擁護係長、 村滝基幹相談・権利擁護係主任 障がい福祉センター：山本所長 生活支援推進課：小林適正化推進係主査 社会福祉協議会：高橋福祉事業部長、結城地域福祉部長、 平権利擁護センターあだち課長、 山本基幹地域包括支援センター課長
欠席者	福祉管理課：近藤課長 西部福祉課：飯塚課長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田中精神保健担当係長
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○瀬崎医療介護連携課長 それでは、定刻前ですけれども、皆様方全員おそろいということで、ただいまから令和6年度第3回足立区成年後見制度審査会を開会します。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

事務局、医療介護連携課長の瀬崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にホチキス留めの資料を御用意させていただいております。次第に名簿、席次表がありまして、5枚目以降から資料1－1ということでつづつてありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員数を御報告します。定数4名のところ、全員出席ですので、条例第6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを報告します。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。また、御発言の際には、最初にお名前を述べてから御発言のほど、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、八杖会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。

令和6年度最後の審査会を開始したいと思います。

ちょうど今、成年後見制度の見直しの作業が始まって随分経ちましたけれども、内容的には当初予定されていたとおり、終わることができるような、少し小さな後見になる方向で検討が進められているようです。大体議論は何周かして、そろそろ要綱案ということで、案が法務省から示されて、それについて検討するような段階に今来ているというふうに

聞いております。

ですので、みんなどんな制度になるのかなと心配なところもあるとは思いますが、ただ、もともと見直しの前に出ていた第2期成年後見利用促進基本計画という国の計画がありますけれども、そこで成年後見制度だけではなくて、権利擁護支援を一体的に進めていこうということがうたわれておりましたので、足立区もそういう状況で今進めていると思いますし、あまり、大きく変わったから大変なことになるということではなくて、今あることをしっかり進めていくことがきっと新しい見直しがされた後も使える足立区の体制になると思いますので、自信を持って皆さん進めていただければというふうに思います。

ただ、今あるものをというふうに申し上げましたけれども、ポイントになりそうところは、1つは意思決定支援です。意思決定支援は特に見直しの後も非常に重要なことになってくると思いますし、あとは中核機関が権利擁護支援を一体的に進めていく中心となる機関ということになると思いますから、そこをいかに充実させていくかというところ、地域連携ネットワークも含めて、その辺りが大切になってくると思いますので、その点、ポイントを考えながら進めていっていただければというふうに思っております。

あと、今日は後半に区民後見人の方の選任についての議論もございますので、皆さん、進行に御協力をお願いしたいと思います。

では、次第に従いまして議事を進めますが、議題1、令和6年度成年後見制度（区長申立）の利用状況について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。よろしくお願いいたします。

資料は1－1という横版の資料を御覧いただきますよう、お願いいたします。

こちらは、毎回この場で御報告をさせていただいております数字になります。前回の審議会では上半期の合計までの数字をお出ししていたと思います。今回は、12月末までの数字をまとめた表となっております。

高齢のほうから順に御覧いただきますと、年合計で見ると63、49、73、75件と来ていて、今、現段階の数字が56件という形となっております。

2番目、知的障がい者については9、7、13、7件、それから12件という形です。

精神障がい者については2、2、3、2件、3という形で、合計数で見ますと、74、58、89、84、71件ということで、これが残り3か月を残した数字となっております。年合計は、この段階で71件となっておりますので、この数字からもおよそ年度末までには前年度と同程度、あるいはそれより多いという数字が出るのが想定されております。

私のほうで、今年度末の数字をざっくりと速報値という形で確認してまいりました。こちらのほうはまだ確定しておりませんので、口頭で申し上げます。

高齢者については、1月の数字が4件、2月が5件、3月はまだ開催していないのですが、前段の困難事例検討会にかかる見込みの数として先ほど確認したところによると、直近の数字がここは7件という形になります。そうしますと、ここの下半期計の推計値が34件という数でございます。それで年合計の推計値が72件となりますので、これで見ますと、高齢者につきましては、およそ前年度と同じくらいの数字となることを想定しています。

同じく知的障がい者につきましては、1月

の直近の推計値が3件で、2月も3件、3月が0件を想定しておりまして、これを踏まえますと、下半期の合計が11件です。年合計が18件ということになりまして、知的障がいのほうは、ここに載っております集計に基づきますと、過去最高の18件となるのが想定されています。

精神障がい者につきましても、同じように1月の速報値が1件、2月も1件、3月が0件となっておりまして、これを踏まえまして下半期計が3件、年合計が5件となりまして、精神障がい者のほうもこの統計上、過去最高の数字となっております。

以上の結果から、合計につきましては1月が8件、2月が9件、3月が7件、下半期計が48件で、年合計が95件となります。年合計が90件台というの、この統計上初となるような大きな数字でございます。

今申し上げたとおりに、こちらに記載している数字については高止まりよりもさらに少し伸びてきているという状況になってきております。しかしながら、ここの統計上の特徴をあえて申し上げますと、生活保護の数字の合計数で見ますと、昨年が22件、その前も22件だったのですけれども、この表上は10件となっていて、今、私が口頭で申し上げた速報値を加味してもここは13件という形になります。そういうことで、去年よりも9件ほど少ないという数になっております。生保の数はほとんどが高齢の案件ですので、高齢の案件で生保から上がってくるものが9件ほど減ったということになります。トータル的にはマイナス3でしかないので、生保以外の案件の数が伸びているということになります。

それから、もう1つ注目していただきたいのが虐待に関する件数です。この表上をもっても合計数が14件という形になって

いますけれども、さらに私の口頭で説明した推計値を足すと、ここは19件という形になって、こちら虐待の数としては前年度の3倍近い数字となっています。その上は、この内訳です。虐待の内訳としてはセルフネグレクトと経済的虐待によるものがほとんどという状態になっております。

若干の数字の出し入れはありますが、全体的な傾向としてはざっくりとこういう傾向が見てとれるということを御説明申し上げます。

続いて1枚おめくりいただいて、こちらが発見のきっかけという表になっています。こちらのほうも毎回示させていただいている内訳になります。こちらは速報値を加味していませんので、12月末までの数字となっておりますので、全体の母数が71件という数の中でのデータとなっております。

こちらで見まして、過去5年度分、今年度の途中までになりますけれども、大体傾向としては安定してきている感じています。この6年度の最新の表で見ましても、多いパーセンテージで占めているのが介護・障がい施設の21.1%、その次に地域包括支援センターの18.3%、それからケアマネジャーの14.1%というところとなっております。

介護・障がい施設の数が今回、割合が増えているのは先ほど御説明申し上げたとおり、知的障がい者の数が伸びたということも原因の1つであると推測されております。それと、これも毎回の説明になりますけれども、地域包括支援センターとケアマネジャーはほぼ同じ土俵で仕事をしていらっしゃいますので、その中の入れ繰りが変化するというだけで、この両者を足すと、ずっと経年を見てきても、全体の占める割合がそう変わらないという形になります。ですから、施設とケアマネジャー、包括が安定して発見のきつ

けとなっているということです。そういう状態が引き続き見てとれているという状態です。

議題の1については以上となります。

○八杖会長 ありがとうございます。

こうやってエビデンスが出てくると、いろいろ状況が把握しやすくなると思いますが、今御報告いただいた首長申立の3月までの予定件数を含めた内容ときっかけのところで委員の先生方から御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

ただいまの御報告の中で知的障がい者の数字が増えているということですが、それも施設絡みということで、今まで足立区でそういった取組をされてきた効果が出てきたのかなと思うのですが、今、御報告いただいたこの数字というのは、この区長申立の審査会ということですので、そうすると、当然、親族に申立をしていただけるような方がいらっしゃる案件ということだと思うのですが、そういった方々については申立につながっていくというのは、もちろんその必要に応じてだと思いますけれども、問題は親族の方がいらっしゃる、今までの取組が申立につながっているのかどうか、今数字としては出てきていないと思いますが、肌感覚としてそこも増えつつあるのかどうかというのをお感じになっているのかどうか、もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

障がい者の施設のお話、冒頭で言われたけれども、そちらのほうは矢頭先生の御協力もあっての成果だと認識しております。矢頭先生が施設でしばしば講演会や講座で御

説明いただくという御協力を得て、それを踏まえてのこの数字の成果だというふうに御判断していただければと考えています。

それと、成年後見制度、区長申立に限らず、ほかの分も含めての話になりますけれども、私どもの電話窓口の相談件数が最近増えてきています。その中身が、やはり成年後見制度、今までは具体的に何かに困ってこれを解決したいという御相談が多かったと思うのですけれども、最近は、何かよく分からないので成年後見制度の話が聞きたいという御相談が増えていきます。ですから、中にはありがちな勘違いですけれども、寝たきりになってしまったので、頭はしっかりしているけれども、お金を下ろしてくれる後見人をつけたいといったような話も含めまして、後見制度というものの自体が周知されつつあるのではないかと感じています。じぶんノートをはじめとして様々なPR活動も続けてきていますので、そういうもので成年後見制度という名前を聞き及んだ方からの問合せが増えていくのではないかと私としては自負しております。

ですから、引き続きこういうPR活動、今度江北へ場所が変わるということも含めて、また新たな立ち上げのイベントなどの機会も通じて、さらにこの成年後見制度についても周知をしていきたい。もちろん、それと併せて今度は権利擁護推進係と権利擁護センターも同じ場所に入りますので、協力していろいろ成年後見制度の利用促進に向けて努力していきたいと考えています。

以上です。

○八杖会長 どうしますか。

○矢頭副会長 もしかしたら、和田さんや平さんの中でどうお感じになっていらっしゃるか。

○和田基幹相談・権利擁護係長 障がい援護

課基幹相談・権利擁護係の和田でございます。よろしくお願いいたします。

知的障がいの分野での親族申立の状況について、取組の中で法人から後見制度が必要だと思われるモデルケースとして上がった方の中では、昨年度のケースで申立予定が1名でしたが、今、そちらは進んでいない状況です。次に、どんな形で取り組むか継続支援中です。今年度は、あいのお福祉会に前回に報告しましたとおり、モデルケース6名を挙げていただいているのですが、こちらはいずれも親族申立の想定がないケースでして、現在、区長申立等で取り組んでいるところが主となっています。

法人に投げかけた中で施設入所の方よりも、「在宅で生活している比較的軽度の方でキーパーソンがいないから課題を感じている」という方の御相談が多かったです。

この取組の中で事業所の方にも後見制度に興味を持っていただいて、家族会や、事業所からの出張講座への問合せもいただくようになっていまして、その辺りについては権利擁護センターでどんな実感があるかをお尋ねできればと思います。

○平権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの平です。

障がいの方や、御家族からの申立の相談というのは、まだ統計の数については年度末でまとめようと思っているところなのですが、肌感覚で言うと、一定数入っては来ていると考えております。ただ、御家族からのところで申しますと、制度について関心はあるけれども、実際申立までつながるかという、どちらかというと、情報としての提供で終わることが多いのではと思っています。

ただ、申立で実際、中には兄弟からの搾取とか、引っ越しをしなければいけないとか、何らかの理由で後見制度が必要になったと

いう方に関しては、関係者との関係性づくりから権利のほうでも関わらせていただいている、やはり高齢と違ってかなり時間がかかるのですけれども、申立に実際つなげていっているという感覚はございます。

○八杖会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○矢頭副会長 はい。

○八杖会長 ほか、いかがですか。

では、私から1点ですが、生保の関係で、件数が多い少ないというのはあると思いますけれども、割合的にかなり今回少なくなったという大きな動きがあったように思えたのですが、その原因のようなものが分析されていたら、お伝えいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

私たちのほうとしては、生活保護受給者であっても、成年後見制度の利用が必要であるという状況にある方の数が変化しているというふうには考えていません。

ですから、その方がほかの支援で後見人をつけなくても生活が成り立っていると認識しているということと、あとは過去、件数が多かったときというのは、さほど緊急性のないものも一定数含まれていたのではないかと考えています。

それと、去年の5月から新しいマニュアルに従ってやっていますけれども、その際に改めて生活保護受給者に関する区長申立に関する認識の共有化を新たにしたことによって、ケースワーカーのほうの認識と我々の認識が少し合ってきたということと、あとは、やはり新しいマニュアルが、中身はそんなに変わっていないと思うのですけれども、周知されたことによって、若干ハードルが上がったような印象をお持ちの方もあ

るいはいらっしゃるのかなと思います。生活保護の担当のほうから、もしかするとほかに気づいた点があるかもしれません。

○小林適正化推進係主査 生活支援推進課の小林と申します。よろしくお願いいたします。

笠尾係長がおっしゃったように、去年の5月に生活保護受給者の方向けの成年後見制度の利用支援プログラムということで、そちらのほうの改正を行いました。その中でも特に影響したかなと考えられる点としましては、累積による保護廃止のための後見制度の利用というところについて少し制限といたしますか、見直しましょうということで、変えさせてもらいました。

どういうことかと言いますと、生活保護受給者の方が介護施設に入所されますと、生活保護の基準が下がります。それに伴って年金収入のある方については、収入のほうが多くなってしまう状況になりまして、お金がたまっていくことになります。本来、そこで生活保護の廃止になるところではあるのですが、その施設の状況であったりとか、本人の状況によってすぐに廃止することができない場合もございますので、そういったときにそのままお金がたまっていってしまいまして、大きな金額になってしまうということがまれにあります。その中で生活保護の廃止のために後見人をつけることで施設のほうも保護の廃止でいいですよとなりますので、そういったところで後見人をつけるというような流れがあります。ただ、実際、年金収入は少ないけれども累積金が高まって廃止になった後に、お金がまたどんどん目減りしていった、生活保護に戻ってくるという方も中にはいらっしゃいます。その期間が結構短い方もいらっしゃいますので、そうすると、後見人は、もう要りませんというわけにはいきませ

るので、すごくもったいないことでもあります。

ですので、そこについてはしっかりとまず累積金を減らしていくという方向にシフトしましょうということで、所内で共有しました。ですので、区長申立の件数が減ってきたのかなと感じております。

あとは、プログラムの中身が変わって、若干取りかかりづらいところもあるのかもしれないのですが、福祉事務所で研修等々行いまして、こういうふうを活用していけば、やりやすいですよというお話もさせてもらっているんで、徐々に浸透してきたら、また申立件数が増えてくる可能性もあるのかなと考えております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。やはりどの自治体でも生保利用者の方々の成年後見というのが課題になっているようですから、ほかの自治体と意見交換してみただくと、もう少し違ったものが見えてきたりするかと思いましたので、一つ情報提供しておきます。

では、ほかよろしいですか。

次の議題に進んでもよろしいでしょうか。

では、次の議題に進めさせていただきます。

2つ目です。ケアマネジャー向けの研修におけるアンケート結果について御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。資料のほうは資料2を御覧ください。

こちらのケアマネジャー向け研修というのは、成年後見制度の周知とあとはケアマネジャーというのが被後見人に大きく関わっている支援者でありますので、そのケアマネジャーに対する成年後見制度の理解を深め

たり、あとは後見人とケアマネジャーのよりよいコミュニケーションができるようにということで毎年実施している研修になっています。

最近は動画配信による研修になっておりまして、参加人数の制限はなくなっています。こちらの表にまとめた数というのはあくまでも居宅介護支援事業者及びそこに属しているケアマネジャーという方の数が示してありまして、それ以外で参加している方についてはこの表の中の数字には含まれておりません。

ケアマネジャーの数で言いますと、令和4年度から98、148、92人ということで、若干今年は数が減ったという形になっています。皆さん興味があると思うのですが、一度受けた方が受けていないとかという方もいらっしゃると思いますので、この数が減ったことに何か特段の事情があるということではないと考えています。

その中で、成年後見制度の申立に関わったことがある方の割合としては、これについては令和4年の36.7%から令和5年には56.1%、それから今年は56.5%ということで、昨年からはほぼ変化はなく、半数以上が成年後見制度の申立に関わったことがあるという結果が出ています。

それから、その関わったことがあるケアマネジャーの中で、本人情報シートというものの、こちらは、より適正な診断結果が出せるように、診断書を書いていただく際に病院に提出したり、あるいは裁判所に提出する書類になっています。こちらのほうの書いてある割合については、令和4年から44.4%、昨年度が43.4%ということで、今年度が63.5%ということで、かなりパーセンテージが増えています。こちらは昨年度の途中から、足立区としては、関係者に書いていただける

ようお願いしていることが、数字が伸びた原因になっていると考えています。

それから、金銭管理を行ったことがある方につきましては43.4%、今年が36.5%ということで、3分の1以上は、申立するまでに関わったことがあるという結果になっております。

それから、実際に被成年後見人等、担当している方については、初回の令和4年度が多かったのですが、昨年度と今年度についてはおよそ20%程度という形で、大きな変化は見られておりません。

最後には、被成年後見人の件数ですが、こちらはその都度変わるものでございますので、今年は数字が32件ということで、結果としては減っておりますけれども、これも何かに影響されて減っているということではなく、あくまでもこの研修に参加した方が担当しているケースがたまたま少なかったということではないかと考えています。

なお、今回の研修につきましては、従来だと基本的には居宅介護支援事業者に呼びかけて御参加いただいているのですが、今年からは施設系のケアマネジャーにも参加してもらったほうがいいのではないかとということで呼びかけたところ、施設系からも50人ぐらい参加者がありました。そういうことで、施設系のケアマネジャーや相談員も制度のこと自体についてはかなり興味があるというふうに判断されましたので、来年度以降も引き続き、広く呼びかけてやっていきたいと考えています。

その下には、金銭管理を行ったケースで対応に困った主な出来事や、あとは成年後見制度に関する疑問点を抜粋になりますけれども、お載せしております。金銭管理で困ったケースとしては、生活保護受給者の場合は、保護費の管理も一緒にケアマネジャーがや

ることになるというのはどうなのかというような御意見があったり、あとは本来はケアマネジャーの業務ではないと思うけれども、行わないと、生活が成り立たないので行わざるを得ないという御意見、単に一言で金銭管理と言いますが、実際にはお金を取った、取られないという話に発展する可能性がありますので、やる前にいろいろな取決めとか、挙証資料の作成、あとはレシートをつけたり貼ったりというのは非常に付随する手間がかかりますというような生の声がありました。あとは、結局は毎月立会いをしないと、お金が下ろせなかったりということがありますので、こちらのほうの業務に追われて、本来業務に支障を来していますというような御意見がありました。

それから、制度自体に対する疑問としては、この人は今のところ大丈夫だけれども、この先は後見が必要になるのではないかと予見される人へのアプローチの仕方が分からないとか、あとは話をしても本人から、そんなのはまだ大丈夫だと言われてしまうと、それ以上話を持っていかれないというようなこととか、今、保佐類型だけれども、どうもそれ以上ではないかという場合は、どういう形で切替えが行われるのか分からないという疑問、あとは実際後見人がついていますが、被害妄想のためにこの人を代えたいという訴えをずっと聞かされるとか、そもそも今、先ほども話題になりましたけれども、生活保護受給者で身寄りがいない方の後見制度の利用についてはどうなっていますかというような疑問ですとか、あとは権利擁護センターを通じて相談すると、選任に半年ぐらいかかってしまうので困りますというようなこと、申請に至るまでの過程とか、費用などが分からないので、もう少し知りたいというようなお話とか、地権事業というのがもっと

利用できないのですかというようなお話、ケアマネジャーがどこまで申立に対して支援をすべきなのか。包括や権利擁護センターに単純に回すだけでは駄目なのかというような御意見、あとは認知症診断の受診が難しく、診断書を書いてもらえないということ。あとは、診断書に関する疑問としては、これは精神科でないと駄目なのかというような疑問とか、そういうような疑問がたくさん出されていました。

ケアマネジャー向け研修のアンケートの結果については以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。これだけ疑問点が出されているので、これに回答してあげたいなというような気がしますけれども、今後この疑問に対して次年度以降回答していくみたいなことは予定されているのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 基本的には個別のものについては恐らく聞いて答えていると思います。

○八杖会長 そうなんですか。

○笠尾権利擁護推進係長 そうでないものについては、翌年度以降の研修の際にまた御案内することになると思います。

○八杖会長 オンライン研修になっているから、質問などはどうやって答えているのかなと思ったのですが、後日回答みたいな感じになっていますか。

○平権利擁護センターあだち課長 オンラインなので、感想もGoogleフォームで受け付けている感じです。特別お電話等で質問があった方に関しては答えるのですが、そうでない方については、次年度も毎年このケアマネジャー向け研修をやっている、このような質問が出たということ踏まえた上で先生のほうにお話をお願いしている状況なのと、あとは私たちのほうから

ビデオの後半に成年後見制度だけでなく、地権や、権利擁護センターからの御案内というところでお話を必ず入れています。そういうところで少しずつ触れていくような、そういった流れで動画作成しています。

○八杖会長 ありがとうございます。皆さんにまだ質問を伺う前に私が聞いてしまいましたが、御質問とか御意見がありましたら、委員の先生方、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。疑問点のところはなかなか宝の山のような気もしましたので、ぜひここに何かしらの回答ができるような、次年度研修でということももちろんですが、仕組みづくりや体制のところも気をつけてやっていただくとよろしいのかなと思いました。

では、次に参りましょう。議題の3番、じぶんノートを活用した老い支度講座の開催状況について、こちらの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

じぶんノートについては、意思決定支援のツールとして区として使っていくという方針が出されている関係もありまして、これを使った老い支度支援講座を今年度から各地域包括センターで最低1回は開催してくださいということで、今年度からお願いしているものでございます。

基本的に地域包括の教室というのは、ほとんど12月までに実施することになっていますので、今回がほぼこれで出そろったという形になっています。1センターだけ1月というのがありますけれども、ほぼこれで終了かと思います。

この結果、総トータル数では33回、25か所で33回ですので、一部のセンターは2

回、3回開催しているという実績になっております。それから、そのときの総参加人数は495人ということになりました。これが多いか少ないかというような感想はまちまちだと思いますけれども、少なくとも約500人はこの老い支度講座としてじぶんノートを活用したという実績になり、その中にはもちろん成年後見の話というのは出ていますので、1年で500人ということは10年たてば5,000人ということになりますので、これは地道に続けていくことに意義があるというふうに考えています。

ちなみに、じぶんノートの配布数につきましては、初年度に9,000部配布させていただきました。大体2年度目は数が大分落ちるというふうに言われていますので、今年は少し遠慮して7,000部を発注したのですが、現行でもう既に足りなくなりそうな感じになっています。ですから、2年度目もじぶんノートについては好調に配布ができていうふうに感じておりますので、引き続き来年度以降も配布を通じて成年後見制度の利用促進に少しでも寄与できればというふうに考えております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

ただいま御報告がありましたじぶんノートの活用の講座の開催状況についての御報告でしたけれども、御質問、御意見等があったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高木委員 千住公証役場の公証人の高木です。

基本的に年1回ということですが、複数回やっているところというのは地域住民からの要望なのでしょうか。それとも、担当のところの積極的な行動なのでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係

の笠尾です。

この老い支度の部門というのが、これまで、なかなか区の評価がされにくい状況にありました。

その中で、評価されなくても、この老い支度に力を入れて、じぶんノートができる前からエンディングノートを使って老い支度講座をやっているところもありました。そういうような以前から積極的に力を入れていたセンターについては、引き続きそれを行っていますので、規定された1回にかかわらず、定期的にやっているセンターもあります。あとは、じぶんノートが出たことで、これを使って何かやってほしいというような要望が地元から地域包括に直接入るという話も聞いています。ですから、自治会とか、特定の団体から説明してほしい、あるいは場合によっては出張してここに来てやってほしいみたいなどころがありますので、開催の方法について、現状はまちまちになっています。

開催結果については全部報告書を取っていますので、現在全て集まっている状態なので、それをまた分析して、よい取組については各センターに周知したり、あとはこちらのほうとしても開催の経過とか、その背景とか、そういうのも勘案しながら、また来年度以降、各センターでどういうふうに開催していくのが望ましいのかを一緒に考えていきたいと思います。

以上です。

○八杖会長 よろしいですか。

ほか、御意見のある方はいらっしゃいますか。

じぶんノート、身寄りのない方に非常に重要だということが言われていまして、何かあったときにこの方がどういうふうなことをしたいのか、どういう希望を持っていられたいのかというのが関係者のほうでも共有

できると、意思決定支援にも役に立つよねということは言われていると思います。ですから、このじぶんノートをどんどん作成していただく、広げていただくことが大切かと思えますけれども、これを自治体内でどういうふうに活用していくのかということも少しずつ考えていらっしゃると思いますけれども、それもきちんと取組にしていけるとよいのかなという印象も持ちました。

今、医療機関も結局、同じように救急で運ばれたときなどに、この方はどういう治療をしたらいいいのかとか、どういったことを考えていらっしゃるのかという情報が欲しいといったことに関心を持っていらっしゃるので、今後、医療機関と少し意見交換を試みてもか、どういう活用ができるのかということと同時に並行的に深めていただくと、さらによいものになっていくのではないかと思いますので、何かその点についてもしコメントがありましたら、いただきたいと思えますし、なければそういった情報提供をさせていただいたということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○瀬崎医療介護連携課長 医療介護連携課長の瀬崎です。

御意見、御助言、ありがとうございます。

医療介護連携というところで違う部署の係がありまして、病院のMSWとの交流会というのを始めています。足立区内、地域包括ケア病棟がある病院が17病棟ありまして、そこに入退院支援の方々がいらっしゃいますので、そういったところを今年度から取り組み始めましたので、また改めて機会を持ってそういった取組状況も御報告したいなと思っています。

ありがとうございました。

○八杖会長 大輪さん、付け加えることはありますか。

○大輪委員 社会福祉士の大輪でございます。

このじぶんノート、救急隊、あと、救急車で搬送されるときに、その方の治療方針が分からないと、搬送先が決定できないというふうに言われたケースが私、何件かございまして、そういう意味では、このページを見ていただくと救急隊の方との連携にも非常に役立つのではないかと思いますので、連携先をもう少し広げることもできるのかなと感じました。

以上でございます。

○八杖会長 ありがとうございます。

そうすると、救急隊の方が見つけられるような、運ぶときに一緒に持っていけるような、そういった仕掛けが、ケアマネジャーやそういった方々と一緒にできるといいですね。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。何点か私のほうからもお話しさせていただきます。

まず、じぶんノートの取扱いについては、実は昨日行われた行政職員向け研修で職員にじぶんノートを配布しております。その上で、私のほうからこのノートをどういうふうに使っていただきたいのかということも含めて、あと意思決定支援の話もあわせてさせていただきます。

ですから、区としてはこれをただ単に区民の方に使って書いていただくということだけではなくて、これを用いて区職員の認識を改めていただくとか、あるいは介護サービス提供事業者にとっても意思決定支援が大事だとか、あとはそれを書いていただくための協力を得るとかと、幅広く使っていただくように今後も取り組んでいきたいと考えています。

また、医療情報に関しては、もう1つ、エンディングノートと両肩を並べる存在とし

てACPと、人生会議と言われるものがござ
います。こちらについて、じぶんノートの中
では簡単にキーワードということで御紹介
をさせていただいてはおります。ただ、AC
Pとじぶんノートの意思決定支援というの
は完全な別物というわけではなくて、ほとん
ど共通しているものです。多くの方は、全然
違うものではないかと感じていらっしゃる
と思います。ACPはもちろん医療的な情報
を医師にきちんと伝えて記録しておくとい
うものです。あとは、記録するだけでなく
てきちんとお話ししておいてくださいとい
うものになるのですけれども、その根底とな
るものは、やはり個人の意思決定支援の部分、
その人の人となりとか、どのような生き方を
望んでいるのかというのをそこから類推し
なければいけませんので、そういうものがベ
ースになっております。そういう意味では、
ACPというのはじぶんノートの延長線上
にある付加的なものであるというふうに考
えています。

そうした上で、来年度につきましては医療
介護連携一体となって江北に移るというこ
ともありますので、医療の部分との連携も強
化することによって、行く行くはACPの部
分についてももう少し踏み込んでいければ
いいのかなというふうに考えています。AC
Pについては医療系の大学でいろいろな研
究が進んでいますので、たまに声がかかって
一緒にこれをやってほしいとかということ、
あるいはいろいろなトランプ的なツールを
考えていたりすることもありますので、一部
の地域包括支援センターについては、そうい
うものも取り入れてこの若い支度講座をや
っているという報告を受けています。

ですから、来年度以降はそういう取組もい
いものについては他のセンターに広めたり、
場合によっては直接大学に話を聞くとか、あ

とは、江北に行けば協力してくれるかどうか
分かりませんが、近くに女子医大があり
ますので、そういうような話もできればい
いかなというふうに考えています。

あとは、救急情報については、救急医療情
報キットという、筒に入れて冷蔵庫に入れて
おくものを区として配布しています。じぶん
ノートの中には、もちろん医療情報を書くペ
ージがあるので、それを持っていていただ
いてももちろん構わないのですが、その中に
さりげなく緊急医療情報キットの宣伝を交
ぜてあります。両方でいざという時に役に立
っていただければいいかなと。キットのほうは冷
蔵庫に入れていただければ、救急隊の人は知
っていますから。あるいはじぶんノートも救
急隊に、と思いますが、もう少し周知しないと
駄目ですね。じぶんノートにも書いてあり
ますということで。そういう取組も、今お聞
きして必要なのかなと考えました。

それから、来年度のじぶんノートにつつま
しては、今現在編集の途中なのですけれども、
大きく変わる点としましては、今、予定され
ていることですが、1点としてはまず
ファクス番号を全部お載せすることにしま
した。これは障がい者団体や、お電話できな
い方への配慮が足りないということでお叱
りを受けましたので、こちらのほうは全面的
に電話番号が載っているところについては
漏れなくファクス番号を載せるというこ
とで今編集をしているところでございます。そ
れともう1点としては、昨今話題となってい
るデジタル遺産の関係について、一コーナー
を設けて書いていただくというようなこと、
そういう点が大きく変わった点であります
ので、こちらについても毎年こういう形で見
直しをしてタイムリーで廃れないじぶんノ
ートを発行していきたいというふうに考え
ています。

以上です。

○八杖会長 さっき開催状況の数字を聞いただけでは分からないようなことがたくさん分かったので、とても嬉しく思いましたし、また、次年度以降もいろいろな活用が考えられているというお話でしたので、大変楽しみに思っております。先ほどの救急医療キット、これも医療機関でどんなふうに役立っているのか、現場の声も聞いてみたいと思いたので、双方でいろいろな連携する機関からの情報もいただきながら、特に身寄りのない方の対策として進めていただけるとよいように思いました。

大輪先生、よろしいですか。

○大輪委員 ありがとうございます。

○八杖会長 では、ほかに御意見がなければ、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。次が4番です。成年後見制度利用促進事業における課題と目標の進捗状況について、そちらの御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

今回は時間がありますので、改めて全部説明させていただいてもよろしいですか。

○八杖会長 お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 いつもは変更があったところだけということなのですが、こちらのほう、右上に策定日というのが書いてございますけれども、2022年11月9日に正式に策定に至ったということで、それからもう2年以上経過してございます。内容も少しずつ見直してはいるのですが、まだまだ十分なものというふうには考えておりません。引き続き取り組んでいくべきものだというふうに考えています。

いろいろ項目立てしてやっていますけれども、毎回お知らせしているとおり、一番最

優先に考えているのは、その中のチーム支援の問題というふうに、それは今も変わらず考えております。少し長いですがけれども、資料4のほうの1から行くと、まず課題の一つとしては地域連携ネットワーク。これがやはり足りないのではないかとということが策定当時に考えられていたことです。これが全然ないわけではないのですが、地域差があるとか、担当者の力量に差があるとか、あとはどうしても高齢施策が中心になっていて、障がい者のほうの連絡体制が不十分ではないかというようなこと、それからそもそも権利擁護支援の正しい知識の共有が不足しているのではないかとというような実情があると捉えての課題と目標の中にランクインしたということでございます。

これについて対策案として出されているのが研修・講座の開催ですとか、関係所管と連携した勉強会の実施ということが当初考えられていましたが、これについては既に実現をしていて、今の段階としては、継続して実施していきましようという状況になっています。

その次は、広報的な課題です。広報的な課題としては、ざっくりとした案内や、詳細な説明文書もあるのですが、費用のこととか、こういうところは駄目だよねということと、成年後見制度自体を直接区民に紹介することに戸惑いを感じているということ。これは、あなたは成年後見制度を使ってくださいと言うことがその人にとってとても失礼なことに当たるのではないかとというような意味合いで書いたものです。そういうものに対する対策案として考えられていたのが、成年後見制度自体のPRをしましようとなっていたものが、じぶんノートを使ってやることに途中で切り替わったというものになって

います。あとは、成年後見制度、足立区の場合は申立費用助成、報酬費用助成がございしますので、その周知を強化していくほうがいいのではないかとということでチラシ、ホームページ等で周知しました。

これについてはまた別の機会に御報告すると思いますけれども、助成の件数が非常に伸びている。今年度についてはお金が既に不足して、補正予算を組んでいるという状態になっています。

それから、小規模講座の開催。それから、パンフレットの見直しということで、これについては今回、移転のことも関係していますので、今現在、やっているという状況になっています。PRについては以上のような形で今進んできています。

その次、3番で相談ということです。相談については、全ての職員が相談窓口はここだよということが的確に御案内できていないのではないかとということとか、相談を受けた担当者の力量により、判断に差が出てしまうのではないのかとか、あとはどうしても制度介入へのタイミングが遅れているのではないのかという課題が認識されたものでございます。これについての解決策ということについても、これも途中からじぶんノートを活用という形になっています。あとは、各相談窓口の役割の再周知ということで、こちらについては連絡先を全てじぶんノートの巻末に載せています。ですから、対区民でなくても、対行政職員であっても、その裏に載っていますということで、すぐに活用できるという。現実的に実はこれ、私たち自身もよく使っています。一覧で全部載っているのです、ここを見れば、全部分かるということなので、私自身も内線でかけるときは別ですけども、ここだということで、よく使わせていただいています。あと、相談対応を受ける職員

に対する研修ということについては、権利擁護センターが本当に一番経験を積んでいるということなので、行く行くは権利擁護センターの職員から直接レクチャーをいただくような機会も得られないかということで構想を練っているという段階でございます。

それから、次の課題としては区民後見人ということで、区民後見人の課題としてはいったん登録してしまうと、その後の教育的な研修とか、直接的な勉強会とか、また新たな定期チェックとか、そういうものはなく更新するというシステムになっているということですとか、あとはその当時は受任対象者が結構限られていたということでした。今は、状況が変わってきていると思いますけれども、当時はそういうような認識をされていました。あとは、受任を希望されない方が一定数存在していますとか、それに関連して資格の保持とか、そういうものに関する規定が整っていないということで、あとは区民後見人制度の周知自体が不足しているのではないかとというようなことが当時課題とされていきました。これについては、今あるもの、更新制度について少しずつ見直すという、段階的にやっていこうということで、取りあえず更新時の意向の確認をもう少し詳細に書いていただきましょうということで、毎年更新の様式を見直して対応させていただいています。それから、リレーについてです。これはほかの後見人がついている方、専門職後見人がついた後、課題がある程度解決した後で区民後見人のほうにタッチしていただくということになりますけれども、これについてもある程度の実績ができています。それから、法人後見支援員の導入、制度周知活動の参加等ということで、これについても実施しております。

そのほかの養成スケジュールとか、そのも

のに関しては現行のスケジュールが単年度ではなくて、複数年度にまたがっていて、しかも養成にかなりの時間を要しています。そういう関係もあって、いきなり来年から、では、このスケジュールでやりましょうというのがなかなか難しいです。今いる人たちがいるので、今年からこのスケジュールで変えまうと言うと、前年度の養成途中の人たちがその日程とかぶってしまうので、これはもっと長期的に作戦を練っていかないと、解決できないというような案件になっています。こちらについては来年4月以降、権利擁護センターとうちが同じ場所に入りますので、そういう中で打合せを重ねて今よりもよいスケジュール案というのが出されれば、それをまた検討していきたいと考えています。

その次の後見人に対する課題というのもその当時出されていて、後見人自体に対する苦情というのがうちのほうにも御連絡をいただいたりしていますけれども、それに対する対応方法が事実上なく、聞くだけで終わりになってしまうというような課題がありました。あとは、そういう情報を共有できないということです。そういうものがありましたので、こちらについては、取りあえず現状は全て記録をしましょうということで、記録の段階までは出来上がっているというような状態になっています。それについてどのように活用していくかが課題になっているのですけれども、これについても、来年度4月以降にまた、そういう情報の共有とかも円滑にできるようになると思いますので、そういう段階でまた共通したやり方を考えていきたいというふうに現状では考えています。

次が冒頭で優先課題だというふうに言わせていただきましたチームの問題です。こちらについては、支援関係者と後見人の間で意

見のすり合わせができていないのではないかというケースが発生しているということとか、あとは後見人がつきましたという段階で、以前のチームメンバーが、安心だからもう自分たちは居なくても大丈夫みたいなことで、協力が得られないということ、それからチームをどうやって支援するのという仕組みが明瞭ではないということ、それから特に障がい者関係につきましては、チーム自体が形成されていないというようなことが報告されていました。

これについて解決策としては、ここにはと直接書き漏れているかもしれないですけども、取りあえず私のほうで関係団体にアンケートを取りました。アンケートを取って、後見制度自体に対することもそうですけれども、かなり各団体の職員間で認識が異なっているということが結果として分かりました。この溝をまず埋めなければ駄目だということになりましたので、これはやはり研修とか、意見交換会ということで、先ほどの報告もさせていただいたケアマネジャー向け研修でそういうお話を差し上げたりとか、あとは矢頭先生も御参加いただいているネットワーク協議会のほうでも意見交換をさせていただいたりとか、そういう形で進めてまいりました。

ネットワーク協議会につきましては、やればやるほど、毎回新しいことが分かってまいりますので、まだまだこれは回数が足りないなということで、引き続きやっていきたいというふうに考えています。

あとはバックアップ体制。ケアマネジャーが困ったときは、包括に行ってください。包括でも解決しなければ、基幹包括で連絡してください。それでも駄目なら、中核機関も含めて一緒に考えますというような流れ、再確認するということと、あとは困難事例検討会

の検討シートというものがあるのですけれども、それにチームに関する項目を追加したということもございました。これによって現状、もしかするとまだまだ足りていないというふうに御意見、お叱りをいただくかもしれませんが、こちらのほうとしても努力をしているという状態でございます。

その次は協議会というのがございます。協議会というのはネットワーク協議会のことになります。こちらのほうは委員数も限られて、職種制度の理解力に偏りがある。開催回数が少なく、当時1回とか2回しかやっていなかった。計画していてできなかったというふうに聞いています。あとは、裁判所の連携が取れていないというような課題が寄せられました。こちらについては、そのときのテーマに合わせて、臨時の委員をその都度追加して入れようということで、まずそこからスタートしました。それから、できるだけ委員間でもし疑問があれば寄せてくださいということで、情報交換シートというのを作っていつでも質問ができるという体制をつくりました。それから、具体的事例に基づいた課題の検討ということを中身に盛り込むようにしました。ここには、すみません、私もこれを改めて読んでみると、結構書き漏れていますね。これについては実際にこの後、委員を増やしています。これを策定した後で、ケアマネジャーと特養から計2名、委員を追加しています。さらに来年度については、その中に福祉まるごと相談課をさらに1名加えるということで、今協議しているところです。これについても、どんどんパワーアップして、今年3回ということをやっているのが実態でございます。

続いて中核機関です。この当時はまだ中核機関は何となく出来上がったということで、どこが何をどういうふうにやるのとかとい

うことが、やっている我々も、名前が変わったけれども、看板が変わったけれども、中身は今までの延長線上の仕切りでやっていたというようなことが主な課題になっていた。これについても、定期的な会議や、要綱の見直しなどを通じて、少しずつそれぞれの立場や役割を明確にこれまでできてきているという状態になっています。

要綱についても具体的に幾つか助成金の問題とか、実際に改正したものもあります。これについて、大きく変わったのは助成金の話で、かつては区長申立で足立区から外に出してしまうと、もう対象外ということになっていたものについては、区長申立のものについてはどこへ行っても最後まで足立区で助成しますという内容に変えたりという、これも皆さんの御意見を踏まえて改正したものになっています。そういう形で常にこちらのほうは見直しをして効率のよい体制をつくり上げるよう努力をしております。これについても、引き続きさらに効率化を目指してやっていきたいというふうに考えています。

その次は、事務局です。実際我々の話なのですけれども、大小含めてかなりの数の年間会議をやっております。恐らく年間にやっている数が50回を超えているのではないかと思います。50回を超えるということになると、もう毎週1回以上はやっているということになりますので、忙しくて会議を開催することが目的になってしまっていたような部分があります。ただやるだけで次から次へ流すのではなくて、やり方を見直すとか、中身を効率化して、中身を考えられる体制を含まなければ駄目ということで、これも記録様式を変えたりとか、あと、打合せを強化したりということで、残念ながら、まだ八杖先生から何回か御助言いただいたほかの区への自治体聴取がまだできていないのが申し

訳なく思っているところですがけれども、これも引き続き来年度以降考えていきたいと考えています。

それから、区長申立についてはその当時、振り返って見ると、こういう時代だったなという、私、今、読み上げて改めて思うのですが、チェックシートはあるけれども、形骸化していたとか、あとは後見人がついた後を想定した処遇の検討内容が不十分だったというようなこと、緊急事務管理の必要性や内容が精査されていないとか、時間がかかる。これは後でも議題として出ていますけれども。あとは虐待認定がされていないとか、そういう課題がありましたけれども、こちらのほうは八杖先生の御尽力を得まして、私としても大分改善されたのではないかというふうに認識しています。そのバックグラウンドとしてチェックシートも見直しをしましたし、役割の明確化とか、まさに八杖先生の御助言を得て、支援方針の検討を強化したりとか、緊急事務管理については、権利擁護センターのほうで再度説明していただいたりとか、前さばき会議に権利擁護センターが出ていただいているということも実現しています。

それから、提出資料の見直しということで、これも先ほど申し上げましたけれども、本人情報シート、任意ですがけれども、足立区のほうは全部書いてもらうということで今やっています。困難事例検討会の様式の見直しも終了していますし、あとは時間の短縮についてはこの後またお話しさせていただきますと思っています。

最後に、区の組織としては、他部署との連携が不十分ではないかというようなこともありまして、それについては、これも先ほど申し上げましたけれども、職員向けの研修を昨日実施しております。改めて皆さんに、皆

さん自身がネットワーク、権利擁護支援のネットワークの一員にもう既になっていますよということを改めて認識していただいて、御協力をお願いしたいということでお話をさせていただきました。それから、もちろんじぶんノートで連絡先の周知をしておりますということで、自分自身も振り返りながら現状を説明させていただきました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。この2年余りの流れがよく分かったのではないかなというふうに思います。

御説明をたくさんしていただきましたけれども、皆さんのほうで気になったところ、御質問とか、御意見も構いませんけれども、あったらお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

協議会のところで私もネットワーク協議会に参加をさせていただいております。それで、参加する側としても少し至らない、課題だなと思っているところがあって、それはやはりここで得られた共有すべき情報を自らの団体の中で共有できていないというところもあります。これは多分、ほかの参加されている団体も全てそうなのかなと。つまり、委員の方々がそこでいろいろ議論して情報共有して、ああ、よかったで帰って終わりというところが何となく残念のようなことがあって、我々としても所属する団体の会員に対して、きちんとフィードバックをしていく努力をしていかないといけないだろうなという反省をしているところなのであります。

であります、ただ、文字に起こして、それを共有すべきそういった媒体にのせるということも、共有すべき文字を起こす、そういった情報をつくり上げるという手間という問題と、その情報も得た人によってま

たニュアンスも変わってきてしまうという部分もあることから、この事務局のところに書かれている課題で記録方法が決まっておらず、事務局内でも情報共有が不足しているという、まさにこういうところとも共通する部分かなというふうに思っているところです。できることであれば、共有すべき情報をコンパクトにまとめたものが出来上がり、もちろん時間がかかるでしょうけれども、そういったものを何らかの形で共有すべきもの、媒体にそれぞれでのせられたらいいなと。願わくは、その共有すべき情報というのはクローズドの中で共有すべきではなく、やはり、連携ネットワークですから、オープンな情報として共有できたらいいなというところで、そういう意味ではホームページでの共有。ホームページのアドレス、在りかを知らせるだけで、案内するだけでそういったものが共有できるということにもなるかなというふうに思うので、事務局のお仕事を増やしてしまうような話かもしれないけれども、そういった形での共有ができれば、せっかくの成果ですので、何かそういった形で成果物をきちんと残していきたいなというふうに思った次第です。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。笠尾さん、今のことについては何かございますか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

ネットワーク協議会については議事録等の公開について何ら規定がないという状態になっています。もともとのネットワーク協議会自体が2次計画の中でうたわれていて、それに基づいて足立区の場合は過去の三士会をベースにつくり上げたというふうに聞いていますけれども、そういう作成の過程の中で議事録や情報の公開については何ら規

定がないという状態に今はなっています。

私のほうとして考えているのは、ネットワーク協議会をどういう位置づけにするかということが一番初めに考えるときに、先ほど申し上げたとおり、今各専門職とか、区の職員、それから介護サービス提供の事業者の意識とか認識というものを共有できていないということがアンケートの結果から分かりましたので、できるだけ活発にコミュニケーションを取ってその溝を埋めたいという認識を第一義的に考えて、これまでのネットワーク協議会を進めてまいりました。そういう上で、逆に記録が公開されるということになると、そこであるいは自由な活発な論議が妨げられるという可能性もあるのかなというようなこともありますので、そういう点に配慮した上で概略化したものを出すといった方法については、今後改めて考えていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

確かに御指摘のところはあると思いますけれども、例えば、この審査会の議事録がそのまま逐語で公開されていて、かと言って何か発言に気をつけているかということ、そうでもなくて、申し上げたいことをみんな自由に申し上げているような気もするので、あまり心配しなくても、一応出すときに確認だけしてもらえば、大丈夫なのではないかなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

○大輪委員 苦情対応のところについてですが、やはり今、苦情対応については中核機関の役割と求められているところもあるかなと思っておりまして、先ほど言いましたようにチーム支援、チームの自立支援を助けていくということも、この苦情解決の解決方法とされているところでございますので、こ

の位置づけ、後見人のところ、地域連携ネットワークのところにも書かれてございますが、改めてもう1つ、中核機関の役割としての位置づけにも連携はもちろんですけれども、そういうつなぐ窓口としてそういった役割も担っていただけるといいのかなというふうに考えております。

私からの希望的意見でございます。

○八杖会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 ほか、いかがですか。

この課題と目標を作るときに、私と事務局とで一悶着があって、区の正式なものを作るはずだったのではないかみたいなことで、議論をしたような記憶がありますが、正式なものではないものの、やはりこの課題と目標というのを作っていただけて、非常によかったなというのは今率直な感想でございます。こうやって見える化することによって、何をしていかなければいけないのかとか、そういったことがよく分かるようになると思いますので、ぜひこれを続けていただければなというふうに思いました。

2年半ぐらい前と比較すると、一つキーワード的なもので増えたなと思っているのが今、身寄りのない方関係が当時はあまりそんなに議論がなかったのですけれども、今は国も挙げてものすごく議論されている形があるので、その視点で一つ見直すところがないかというのを見ていただけるといいのかなと思ったのと、あとは、今、笠尾さんとしての推進してきた方からの評価としてお話をいただきましたが、各所管のほうでどんな感じになっているのかというのがまた違う評価があるのではないかなと思っていて、そこをぜひ知りたいなというふうに思いました。ですので、もしお願いができるのであれば、

この2年半ぐらい取り組んできたことが各所管でどんな感じになっているのかというところを一度何かアンケートでも構いませんから、意見集約していただくと、また見えないものが見えてきたりするのかなというふうに思ったので、ぜひ、これもお願いごとになります、していただければというふうに考えております。

あとは、これ、今後どうしていくかですね。ずっと見直しして、課題と目標でずっとやっていくことでいいのかなとは思いますが、どこかで一度、今ちょうど国のほうも第2期の計画の中間評価の取りまとめをしているように聞いていますので、今の笠尾さんのお話と各所管で御検討いただくということで、その評価としていいのかなというふうに思いますけれども、今後どうしていくのかということも含めて少し御検討をいただければというふうに思っています。

やはり行政機関は人がどんどん変わっていつてしまうので、こういったものがないと、みんなが共有できるものがなくなってきてしまいますので、ぜひこれを引き続き充実していったものにしていいただければというふうに感じた次第です。

ほか、御意見、御質問等、よろしいですか。

では、次の議題に参りたいと思います。次が、今の話とも関連するというお話でしたが、困難事例検討会から審判までの平均所要日数について、こちらの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。資料5をお願いいたします。

申し訳ありません。初めに数字の修正をお願いしたいのですが、上から3番目の表の一番右の表に令和6年4月から令和6年12月(審判)という表があると思います。その表の全というところ、色が濃くな

っている全というところ、26というふうにあります。その下の数字3つを修正していただきたいと思います。一番上の92.4と書いているところの数字が修正して94.4になります。2段目の14.3と書かれている数字が修正して12.6、最後の106.7というところが修正して107.7ということで、大変申し訳ありませんけれども、修正をお願いいたします。

こちらの表は前回の制度審査会でも配付をさせていただいた表でございますけれども、前回は9月末の段階のものを掲載しておりましたが、今回は12月末までの数字を拾ったものになっています。

改めて説明しますと、区長申立案件につきまして、検討会にかかったところから裁判所の審判が下りるまでどれぐらい日数がかかっているのかというのを示した表になっています。その数字を出すに当たっては、職種ごと、弁護士、社会福祉士、司法書士、区民後見人の別に集計を取っております。①については区長申立の困難事例検討会という一番初めの会議があるのですけれども、そこから実際に裁判所に申立をするまでの平均日数を取ったものでございます。その次、②というのはその裁判所の中で申立をしてから審判、裁判所の決定までに要した日数ということになっております。3番目のほうは、その①と②を足した全てのトータル日数という形になっています。そちらのほうも前回御説明申し上げて、3段目の今修正していただいた右側の表には最新の令和6年度4月から12月までの数字の平均が出してありますけれども、この数字が過去一番短いということになっていますので、これは前回も申し上げましたけれども、我々の取組の成果としてこの数字が導き出されたというふうに御説明差し上げたところです。

その下の参考1というのは、上の表は鑑定を実施しなかった場合の経過の表になっていますので、では、これに対して鑑定がある場合はどれぐらい日数がかかっているのか、これも令和6年度の方は12月までの数字をリニューアルしてございますので、若干前回とは数字が異なっておりますけれども、それでも174.4ということなので、全体の表の107.7と比べると、70日弱は増えているというような計算になります。ですので、鑑定に入ると、これだけ余分に日数がかかるということで、鑑定に入るということは、診断書の内容に疑義がある。あとは、裁判官の調査の結果、疑義が生じるということになりますので、先ほど申し上げた、本人情報シートを適切に使うことによって、ある程度それを防ぐことができるのではないかというふうに想定されます。

ですから、この期間を短縮するということの方策の一つとしては、この鑑定ありの場合はこんなに日数が増えてしまうわけですから、鑑定を減らすためにはどうすればいいのかというのをまず考えるのが一つの方法になるのかなというふうに考えています。そのためには、先ほどの本人情報シートを適切に使うとか、あるいは事前の見立てですね、そういうものについて、もう少し詳しく上述するというのをやっていくことが一つ考えられるなということです。

参考2については、時間短縮とは関係はないのですけれども、これだけ時間がかかりますと、途中でお亡くなりになってしまう方が一定数発生するというのが現状としてございます。その割合について示したものになっています。こちらを見ると、一番高い年では令和3年度の23.3%ということになっていますけれども、そのほかについてはおおむね10%前後で推移しているということで、

ですから10人に1人は申立の手續途中で
お亡くなりになってしまっているという
ことがありますので、これを踏まえましても、
できる限り時間短縮を図る必要があるの
ではないかというふうに考えています。

参考3については緊急事務管理の関
係の数字でございます。この時間短縮
については、早速前回の庁内の推進
連絡会議で提案させていただいたと
ころ、権利擁護センターのほうから
ぜひこの数字を出してほしいという
リクエストをいただきましたので、
それに基づいて集計をさせていただ
いたものです。

あらかじめお断りしておきたいのは、
緊急事務管理をやるから、これだけの
日数がかかったということが、必ずし
も言えるとは限らないということです。
緊急事務管理をやっても、これだけ
時間がかかったという可能性がありま
す。中には診断書を取るのに非常に
時間がかかってしまうケースとか、
必要な書類がそろわなくて、長くか
かるということは、それはどのケー
スにでも存在することなので、です
から、これだけの日数がかかってし
まっている原因が必ずしも緊急事務
管理に起因するかどうかは、この表
からは断言はできません。ただ、こ
の項目で緊急事務管理をやっていた
案件がほかの案件と比較してどうな
のかというのを比べたところ、こ
ういう結果が出たということです。
ただ、母数自体が13、9、15、7、
4件という形なので、非常に母数が
少ないですから、一つでもさっき申
上げたような書類の取得に時間がか
かるようなものがあれば、それに大
きく足を引っ張られるという可能
性がありますので、あくまでも参考
という形になります。単純にこの表
を信じるのであれば、緊急事務管
理の手續にどこかもう少し簡略化
できるところはないのかを探るとい
うのも一つの方法になるかと思いま
す。

このテーマにつきましては、引き続
き皆さんと協議して、いろいろな数
字を出してみても、いろいろな検討
をしてみるということが必要なか
なというふうに考えています。この
数字が直接何かの役に立たなくても、
この数字を出すことによってやは
りみんなの意識が日数にも及ぶとい
うことにもつながると思いますので、
何らかの形でこういう数字につ
いては、引き続きオープンにしてい
ったほうが今後、効率化につなが
っていくのではないかと考えていま
す。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

今御説明いただいた経過日数の関
係ですが、委員の先生方、御質問、
御意見があったらお願いします。

よろしいですか。本当にこれ、数
字化すると、よく分かりますね。私
も同じような後見関係の業務をや
っていますけれども、何となく自分
の感覚でやっていて、これ、時間
かかっているなとか、今回早くで
きたなと思うこともあるのですけれ
ども、エビデンスが何もないので
す。それと比較すると、やはりこ
れだけこうだというふうに言われ
ると、非常に説得力もあると思いま
すし、特に効率化を進めていくとい
う意味では大きな指標にもなるよ
うに思いましたので、ぜひこれは
継続していただきたいというのが
私の意見でございます。

ほか、先生方、よろしいですか。

○高木委員 公証人の高木です。

これ、母数がそんなに多くないので
正確には分からないのですけれど
も、表の右の令和3年、令和5年、
今年度とかで区民後見人の場合は、
136、108、77日と格段に減
っています。あとのところの職種
についてはそれほど大きな差が
ないと思うのですが、この辺につ
いてはどういう経緯なのでしょう

か。

○平権利擁護センターあだち課長 区民後見人でやっていただくときには、事前に私たち職員が区民後見人で大丈夫かどうかや、御本人だとかの確認と、あと、候補者を決めて一緒に事前に顔合わせをして、結構丁寧にさせていただいている部分があるので、それで少し時間がかかっているのかなというふうには思ったのですけれども、でも、今年に限ってはすごく早いところもあるので、そうとも言いきれないのかなとも思いました。今も区民後見人でやっているケースはあるのですけれども、途中で入院とかが入ってしまうと、どうしてもその期間、申立ができなくなったりするので、そういうふうなところで伸びたり、いろいろ状況が変わったりということなのではないかなと思います。

○八杖会長 やはり母数が少な過ぎます。なので、少し評価は難しいかなというふうに思ったので、来年以降、50ぐらいでしていただけると、評価しやすくなるのではないかなと思います。ありがとうございました。

○大輪委員 感想でございます。

前回も申し上げたかと思いますが、全国平均では司法書士の専門職が多い中で、社会福祉士が多くなっているというのが、この足立区の案件の特徴かなというふうに改めて読ませていただきました。

特に令和6年に関しては日数というところでも、ブロック化をさせていただいたので、その分の数字の短縮というのが読み込めるのかなというふうに思いまして、改めて当会のほうにフィードバックを、足立区のほうからもしいただけると、みんな頑張ってこの成果を評価できるのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

○八杖会長 これはさっきのネットワーク協議会での提供資料にももちろんなりますよ

ね。各専門職みんな参加していると思いますから、それを通じて各会に持ち帰って、先ほど矢頭先生のほうからもフィードバックという話があったかと思いますので、そのツールには確かによろしいのかなと。

○大輪委員 よろしくお願ひします。頑張りがいがあります。

○八杖会長 ほか、ございますか。

○矢頭副会長 これ、区長申立における検討会から申立の部分、ここが一番区として短縮するのが重要なポイントということですよ。というのは、②の申立から審判、これはもう家庭裁判所の仕事ですから、これはいかんともし難い。ということは①をどうしていくかということだと思うのですが、もう1つ、①としては問題が顕在化してから申立に至るまでの短縮という意識も必要かなと。そういう意味において、問題の顕在化したのを、起点を把握するというのはかなり難しいかもしれませんが、そこから申立に至ったのがどうだったのか。検討会の上がるタイミングというのがどういった形なのかというのは、多分地域包括で問題を捉えてそれを上げるという、その過程においても少し見てみたいという気はしましたので、可能であれば、追っていただけるとありがたいと思います。

○八杖会長 いかがでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。これは非常に起点が難しいのです。困難事例検討会であれば、起点がもう明らかで、公式記録に残り、簡単なのですけれども、なぜ難しいのが分かるかということ、冒頭の資料1－2で発見の理由という統計を取っています。これを判別するのは実は結構難しいのです。ずっと遡って記録を読んでいくのですけれども、令和6年5月に何があったというところを見て、ああ、ここが起点だ

というようなことをやるのですけれども、その起点を客観的な判断で統一することが非常に難しいということです。発見したけれども、実際に手続に及ぶのは結構かかっていて、では、手続はどこなのか、曖昧な記録もあったりする中で、客観的な指標が出しづらいという点があるので、検討させていただきたいです。ただ、もう一つ、もし出せる指標があるとすると、この高齢のものについては、困難事例検討会の前に前さばき会議というのをやっていますので、それを指標と取るのは可能です。ただそれはおよそ1か月ぐらい前なので、プラス30日というような指標になってしまい、あまり面白みがある指標ではないかなと考えています。一応、そういう状況にあることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

報告書式などの工夫とか、何かそのようなことでできることもあるかもしれないので、そこは引き続き御検討をお願いしたいと思います。

あと、矢頭先生が言われた②のところは申立から審判は確かに家庭裁判所の問題なのですが、よく診断書がきちんとしているとか、候補者がそろっているとかで、そこで左右される数字にもなるので、そこは自治体がどれだけ努力したかで短縮が可能な数字だということを考えると、これもまた結構重要なかなと私自身は思いました。ですので、引き続き、ここも短い期間で今までどおり、今の調子で行けるように御尽力いただきたいと思いますというふうに思いました。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。日数については多分担当係員の小林のほうが言いたいことがあるのではないかなと思います。実は今おっしゃった審判

までの日数をなぜ別に設けているかという、我々としてはきちんと提出しているのに、何で審判が出ないのか、という事例があまりにも多いという印象を持っています。中には裁判所の担当が忘れていたというのもありました。何も理由がないのにずっと審判が下りないものが結構あつたりとかして、我々の範疇ではないところで日数がかかっているものがあるというのを数字で明らかにしたかったということです。この表を見ると、年度ごとに結構違いがあることが分かります。そういうことで、裁判所のほうも担当によって結構むらがあつたり、やり直しがあつたりというようなケースがありますので、担当としてはそういう捉え方をしています。

以上です。

○八杖会長 今のお話を伺うと、この情報は裁判所にもフィードバックをしていく必要があるのかなというふうに思いました。

私は複数の自治体に関与しているのですが、どの自治体でもこれがあると、何かすごくよくなるのかなという気もいたしました。ほかの自治体にも御紹介する機会があつたら、していただくとありがたいかなというふうにも思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○大輪委員 この鑑定のところなのですが、付票ありとなしではやはり全然時間が違うのではないかなと思います。なので、この付票をきちんと書いていただける先生のところ依頼をするということがとても大事なのかなというふうに思いました。

○八杖会長 アドバイスありがとうございます。確かに。ですから、先ほどもあつた医療機関との連携というか、その大きなテーマにもなっていて、いかにきちんとした診断書を一発でというのは少しあれですけど

も、付票も含めて作っていただくというところができるようになると、非常にスムーズになってくるのかなと思いました。身寄りのない方ともしいろいろな意見交換とかをするのであれば、そういったことも課題、テーマとして意見交換していただけるとありがたいかなというふうに思いました。

では、時間の関係もございますので、今の議案は以上とさせていただきます。

議題6は個別案件になりますので、これ以降は個別案件審査のため、傍聴人の方は、大変恐れ入りますが、御退室をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

(傍聴者退室)

(議題6の質疑は非公開)

○八杖会長 では、議題7、その他についてです。何かございますでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

その他としては、今審査した方の次の年度の区民後見人の応募がもう既に始まっております。現状で初回の説明会に9名参加がありまして、作文の提出を今受けているところですけれども、それが4名、作文まで通過しております。今後、作文の審査と、あとは足立区の管理職による面接を経て、合格者についてはまた4月か5月から権利擁護センターで新たに養成をしていただくという段取りになっています。

それから、すこやかプラザあだちへの移転の話については、これはもう再三御案内をしているところですが、正式に今年の4月21日から足立区江北、こちらのほうですこやかプラザあだちというところに権利擁護推進係を含め移転します。権利擁護センターあだちと基幹包括もあわせてそちらのほ

うに移転して一緒に仕事をするという形になっています。それに合わせまして、そちらは研修室の環境も整っているということになりますので、会議等については原則的にそちらで開催するということを想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ネットワーク協議会、前回、それもまた非常に有意義な時間でございます。いつもは終わったケースの事後的な意見交換というのをやっていたのですけれども、今回はたまたま時期がピンポイントに合ったということもありまして、本当に現在困っている案件、概要で言いますと、知的とボーダーの4兄弟の成年後見、区長申立をどうしたらいいのかということで、現在は全て同居しているけれども、中には1人独立を密かに考えている方がいたりする中で、後見人をそれぞれ、例えば全員同じ人で充てるのかとか、それぞれ別個でつけるべきなのか、それぞれ利用者によっては女性がいいとか男性がいいとかという好みもあったりして、いろいろ複雑な状況、それとともに父親からの経済的虐待が疑われるという状況の中でどのように後見人を決めるべきか、非常に担当のほうから悩ましいということで、リアルタイムでネットワーク協議会にかけて皆さんから御意見を伺いました。

そういう中で全員に複数後見で3人つけるというご意見もありました。

○八杖会長 複数。

○笠尾権利擁護推進係長 それから、同じ3名で全員で複数後見をつけるというような案も出たりして、非常に貴重な意見が出たりということがございました。毎回ネットワーク協議会については、そこで分かる新たな情報がいろいろあったりして、本当にありがたいということで来年度以降も引き続きやらせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、次回、今、会議室が、研修室が整っていると言いましたけれども、既に前もって予約をしていなければ駄目だということなので、一応仮という形で今年度の日程を参考にして、こちらの日程も今、ここの会場を押さえているということの連絡でございます。これで皆さんの御都合がよろしければ、それにこしたことはないのですけれども、無理なようでしたら、また再調整して、会議室の予約をし直して対応するという形を取らせていただきます。取りあえず、今、仮に会場を取っていますという日程をこちらのほうに記載させていただきました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。我々の任期はまだ、次年度も。

○笠尾権利擁護推進係長 来年までになっています。

○八杖会長 継続ですか。であれば、7月18日というのは皆さん、どうですか。

○高木委員 オーケーです。

○八杖会長 大丈夫ですか。私も今のところ大丈夫です。

○大輪委員 大丈夫です。

○八杖会長 大丈夫ですか。では、皆さん、大丈夫なようなので。

○笠尾権利擁護推進係長 それはありがとうございます。

○八杖会長 7月18日の2時からということをお願いできればと思います。

今御報告いただいた内容について何かございますか。よろしいですか。

では、事務局のほうにマイクをお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

○瀬崎医療介護連携課長 では、以上をもちまして本日の審査会は終了となります。

個別案件資料はそのまま机の上に置いていく形でよろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、事務局で作成しまして委員の皆様方に確認させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(閉 会)